

勝央町認定地域クラブ社会体育施設利用規則

第1条 目的および特例措置

- 1 本規則は、国のガイドラインに基づき、勝央町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が認定した地域クラブ(以下「認定地域クラブ」という。)による町内社会体育施設の適正な利用を目的とする。
- 2 本規則は、勝央町立勝央中学校に夜間照明(ナイター)施設が整備されるまでの特例措置とする。

第2条 活動場所の原則

- 1 認定地域クラブの活動場所は、原則として勝央中学校の施設(以下「中学校施設」という。)とする。
- 2 学校行事や利用日時の重複等により中学校施設が使用できない場合に限り、本規則に基づき社会体育施設を利用できる。
- 3 各認定地域クラブは、夜間照明設備のある北部グラウンドや各小学校グラウンドを練習会場の候補として、積極的にその利用を検討しなければならない。

第3条 利用料金の免除対象

- 1 認定地域クラブが児童生徒を対象とする本来の活動(練習、練習試合等)で施設を利用する場合、施設使用料および夜間照明料金は原則免除(無料)とする。
- 2 営利活動、スクール活動、指導者・成人会員のみの自主利用など、部活動地域展開の趣旨に外れる利用は免除および先行予約の対象外とし、一般料金を徴収する。

第4条 勤労者体育センター、武道館、各小学校施設、北部グラウンドの運用

- 1 本条の対象施設は、勤労者体育館、養徳館道場、各小学校施設、北部グラウンドとする。
- 2 対象施設での年間予約は認めず、利用日の前月1日から当日までのスポット予約および利用のみ可能とする。
- 3 スポーツ少年団の定期活動、町の主催事業、既存の一般予約と重複しない限り、予約回数の制限なく利用できる。

第5条 テニスコート、野球場、多目的広場の運用

- 1 本条の対象施設は、テニスコート、野球場、勝央町緑地運動公園多目的広場(以下「多目的広場」という。)とする。
- 2 対象施設では、10月から翌年3月までの期間に限り、前年度2月頃の教育委員会による聞き取りおよび調整に基づき、次年度の年間スケジュールを確定できる。

3 年間予約の条件は以下のとおりとする。

(1) 利用回数：1週間あたり最大2回まで

(2) 利用時間：午後7時30分まで

(3) 活動内容：練習に限る(試合および練習試合は対象外)

4 4月から9月までの期間は、中学校施設を練習拠点とし、年間予約は認めない。ただし、中学校施設が使用できない場合等のスポット予約および利用(10月から翌年3月までの期間における追加の予約を含む)については、時期を問わず、利用日の前月1日から一般と同じ方法により可能とする。

第6条 多目的広場の特例料金

多目的広場の利用料金(夜間照明料金含む)は、第3条および第5条の規定にかかわらず以下の特例を設ける。

(1) 無料で利用できる回数は、1か月あたり最大2回までとする。

(2) 月2回を超える利用(年間予約確定分を含む)は有料(一般料金)とする。

第7条 利用調整および聞き取り

1 教育委員会は、各団体間の円滑な利用調整や施設管理のため、必要に応じて利用者への聞き取り(意向調査および利用調整)を行う。

2 各認定地域クラブの責任者は、教育委員会からの聞き取りや調整の要請に協力しなければならない。

第8条 気象警報・落雷・熱中症への対応基準

1 気象警報：勝央町に大雨・暴風等の気象警報(レベル3以上)が発表された場合は原則利用中止とする。活動中に発表された場合は直ちに活動を中断し、児童生徒を安全に帰宅させる。

2 暑さ指数(WBGT)：暑さ指数が「31(危険)」以上の場合は原則運動中止とする。

3 落雷：雷鳴が聞こえるなど落雷の危険がある場合は直ちに活動を中止し、安全な場所へ避難させる。

4 中止時の特例(多目的広場)：安全管理上の理由で利用を中止(要管理棟への速やかな連絡)した場合、第6条の月2回の無料枠カウントから除外する。

第9条 遵守事項およびマナー

利用者は、関係法令を遵守し、一般的なマナー(館内シューズ着用、整理整頓、清掃、消灯の徹底、指定場所以外での駐車・喫煙の禁止等)に従わなければならない。利用後は速やかに原状回復を行う。

第10条 安全管理および救命救急体制

- 1 スポーツ安全保険：認定地域クラブは、全参加者（児童生徒・指導者）のスポーツ安全保険への加入を必須とする。
- 2 救命初期対応：緊急事態発生時は人命最優先とし、活動を直ちに中断して安全確保、胸骨圧迫、AED 使用、119 番通報、保護者連絡等を迅速に行う。
- 3 救急用具：各クラブは、応急処置用の救急用具を常時携帯しなければならない。
- 4 救急資格：指導者または同行責任者は、普通救命講習等の受講または資格保有に努める。

第11条 トラブル発生時の報告ルート

利用中に事故、怪我、施設・備品の破損等が発生した場合は以下の通り対応する。

- (1) 現場対応：怪我人の救護および二次災害防止措置を最優先する。
- (2) 即時連絡：重大な事故等は直ちに教育委員会事務局（夜間・休日は役場直宿員等）へ電話連絡する。
- (3) 関係者連絡：保護者および所属学校へ速やかに状況を連絡する。
- (4) 書面提出：事故等発生後、クラブ代表者は詳細を記した報告書を速やかに教育委員会へ提出する。

第12条 練習試合・大会等の主催責任

練習試合や大会等を主催し、外部団体を招致する場合は、主催クラブが全責任を負う。外部団体を含めた関係者への規則・マナーの周知を徹底し、施設・備品を破損した場合は三者（原因者・主催クラブ・教育委員会）で協議して賠償責任を決定する。

第13条 損害賠償

- 1 施設・備品を破損・紛失した場合は故意・過失を問わず速やかに教育委員会へ報告する。
- 2 利用者の過失や不適切な取扱いに起因する破損等は、認定地域クラブに実費賠償を求める。
- 3 敷地内（駐車場等）で発生した事故や盗難について、教育委員会は一切の責任を負わない。

第14条 認定取消

本規則への違反、不適切な管理や運営、報告義務違反を継続する認定地域クラブに対し、教育委員会は認定を取り消すことができる。

第15条 規則の協議および改定

本規則は、運用の課題検証のため定期的に協議を行う。改定が必要な場合は教育委員会がその手続きを行う。

附則

- 1 本規則は、令和8年9月1日から施行する。
- 2 本規則の施行年度における経過措置として、第5条第1項の対象施設(テニスコート、野球場、多目的広場)の予約・利用は、同条の規定にかかわらず、教育委員会の認定を受けた月から開始できる